士	<u>+</u> <u>-</u>	+	+	九	八	七	六	五.	兀	三	$\vec{=}$	_
		不	自然	温泉法	自然	森林法	酪農及	農地法	海岸法	地球	都市	漁港
業 委 昌	地方自治法	不動産登記法	自然環境保全法		自然公園法		及び肉			温暖化	計画法	漁港漁場整備法
農業委員会等に関する法律		記法	全法	和二		和二	び肉用牛生産	和二	和三	2対策		備法
に 関 す	和二	(平 成	(昭 和	十三年	当十	十六年		十七年	十一年	推進	和 四 十	(昭 和
る法律	十二	十六年	四十七七	法律	二年	法律第	の振興に	法律第	法律第	に 関 す	三年	二十五
	法律	法律	年法	男 百二	律第	2二百	関す	<u>名</u> 百	(昭和三十一年法律第百一号)	暖化対策の推進に関する法律	(昭和四十三年法律第百号)	年法:
和二十	第六十	第百二	律第八	(昭和二十三年法律第百二十五号)	百六十	(昭和二十六年法律第二百四十九号)	関する法律	(昭和二十七年法律第二百二十九号)			百号)	律 第 百
· 六 年 注	(昭和二十二年法律第六十七号)	(平成十六年法律第百二十三号)	(昭和四十七年法律第八十五号)		(昭和三十二年法律第百六十一号)	号)		号)	抄	成十年	抄	(昭和二十五年法律第百三十七号)
法 律 第	(抄)			(抄 ·	(抄)	抄	二十	抄	•	平 法 律	•	七号)
(昭和二十六年法律第八十八号)	•	· 沙·	沙.	•	•	•	九年法	•	•	第百十	•	沙
号)	•	•	•	•	•	•	律第	•	•	(平成十年法律第百十七号)	•	•
抄)	•	•	•	•	•	•	(昭和二十九年法律第百八十二号)	•	•	沙)	•	•
•	•	•	•	•	•	•	- 号)	•	•	•	•	•
	•	•	•	•	•	•	(沙	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
• 18	• 18	• 17	• 17	• 15	• 13	• 10	• 9	4	• 2	• 1	• 1	• 1

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案参照条文

○ 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)(抄)

(漁港の意義)

第二条 り指定されたものをいう。 この法律で「漁港」とは、 天然又は人工の漁業根拠地となる水域及び陸域並びに施設の総合体であつて、第六条第一項から第四項までの規定によ

(漁港の保全)

第三十九条 漁港の区域内の水域又は公共空地において、工作物の建設若しくは改良(水面又は土地の占用を伴うものを除く。)、土砂の採取、 港管理者の許可を受けなければならない。ただし、特定漁港漁場整備事業計画若しくは漁港管理規程によつてする行為又は農林水産省令で定める軽易な 行為については、 削若しくは盛土、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の一部の占用(公有水面の埋立てによる場合を除く。)をしようとする者は、 この限りでない。 土地の掘 漁

2 ものでない限り、 漁港管理者は、 同項の許可をしなければならない。 前項の許可の申請に係る行為が特定漁港漁場整備事業の施行又は漁港の利用を著しく阻害し、 その他漁港の保全に著しく支障を与える

3~8 (略)

○ 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)(抄)

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

第十八条の二 市町村は、 市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めるものとする。 議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針に即し、 当該

2~4 (略)

○ 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号) (抄)

(地方公共団体実行計画等)

第二十条の三 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、 びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画 (以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。 温室効果ガスの 排出 0 一の削り 減並

地方公共団体実行計画は、 次に掲げる事項について定めるものとする。

- 計画期間
- 地方公共団体実行計 画の 目
- 実施しようとする措置の内容
- その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項
- の区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。 び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市(以下「指定都市等」という。)は、 都道府県並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市及 地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほ そ
- 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項
- 善に関する事項 公共交通機関の利用者の利便の増進、 都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改
- 兀 促進その他の循環型社会 その区域内における廃棄物等(循環型社会形成推進基本法 (同条第一項に規定する循環型社会をいう。 (平成十二年法律第百十号) 第二条第二 の形成に関する事項 一項に規定する廃棄物等をいう。 の発生の抑制

 \bigcirc 海岸法 (昭和三十一年法律第百一号) (抄)

(定義)

第二条

2

(略)

3 いて第五条第一項から第四項まで及び第三十七条の二第一項並びに第三十七条の三第一項から第三項までの規定によりその管理を行うべき者をいう。 この法律において「海岸管理者」とは、 第三条の規定により指定される海岸保全区域及び一般公共海岸区域(以下「海岸保全区域等」という。)につ

(海岸保全区域の指定

第三条 都道府県知事は、 めるときは、防護すべき海岸に係る一定の区域を海岸保全区域として指定することができる。ただし、河川法 海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため海岸保全施設の設置その他第二章に規定する管理を行う必要があると認 (昭和三十九年法律第百六十七号) 第三条

 \mathcal{O}

用する同法第二十五条第二項の規定による保安林を除く。以下次項において「保安林」という。)若しくは同法第四十一条の規定による保安施設地区 九号)第二十五条第一項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定による保安林(同法第二十五条の二第一項後段又は第二項後段において準 第一項に規定する河 (以下次項において「保安施設地区」という。) については、指定することができない。 川の河川区域、 砂防法 (明治三十年法律第二十九号) 第二条の規定により指定された土地又は森林法 (昭和二十六年法律第二百四

- 2 全区域として指定することができる。 林水産大臣 都道府県知事は、 (森林法第二十五条の二の規定により都道府県知事が指定した保安林については、 前項ただし書の規定にかかわらず、海岸の防護上特別の必要があると認めるときは、保安林又は保安施設地区の全部又は 当該保安林を指定した都道府県知事) に協議して、 海岸保 を、 農
- 3 それぞれ五十メートルをこえてしてはならない。ただし、地形、地質、 年の春分の日における満潮時をいう。)の水際線から、水面においては干潮時 前二項の規定による指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度の区域に限つてするものとし、陸地においては満潮時 潮位、 潮流等の状況により必要やむを得ないと認められるときは、 (指定の日の属する年の春分の日における干潮時をいう。) の水際線から (指定の日の属する それぞれ五十
- もに、その旨を主務大臣に報告しなければならない。これを廃止するときも、 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により海岸保全区域を指定するときは、主務省令で定めるところにより、 同様とする。 当該海岸保全区域を公示するとと
- 5 海岸保全区域の指定又は廃止は、 前項の公示によつてその効力を生ずる。

メートルをこえて指定することができる。

、海岸保全区域の占用

条において「他の施設等」という。)を設けて当該海岸保全区域を占用しようとするときは、 なければならない。 海岸管理者以外の者が海岸保全区域(公共海岸の土地に限る。)内において、 海岸保全施設以外の施設又は工作物 主務省令で定めるところにより、 (以下次条、 海岸管理者の許可を受け 第九条及び第十二

2 きは、これを許可してはならない。 海岸管理者は、 前項の規定による許可の申請があつた場合において、 その申請に係る事項が海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めると

(海岸保全区域における行為の制限)

だし、政令で定める行為については、この限りでない 海岸保全区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、 主務省令で定めるところにより、 海岸管理者の許可を受けなければならない。 た

- 土石(砂を含む) 以下同じ。)を採取すること。
- 土地の掘削、 水面又は公共海岸の土地以外の土地において、他の施設等を新設し、 盛土、 切土その他政令で定める行為をすること。 又は改築すること。
- 2 前条第二項の規定は、 前項の許可について準用する。

(主務大臣等)

第四十条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする

- 一 (略)
- 二 漁港区域に係る海岸保全区域に関する事項については、農林水産大臣
- 項の規定による土地改良事業として管理している施設で海岸保全施設に該当するものの存する地域に係る海岸保全区域及び同法の規定により決定され ている土地改良事業計画に基づき海岸保全施設に該当するものを設置しようとする地域に係る海岸保全区域に関する事項については、 第三条の規定による海岸保全区域の指定の際現に国、 都道府県、土地改良区その他の者が土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 農林水産大臣

2~4 (略)

四~六

○ 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号) (:

(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)

第三条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、 とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。 いずれかに該当する場合及び第五条第一項本文に規定する場合は、この限りでない。 永小作権、質権、使用貸借による権利、 賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的 ただし、 次の各号

- 一 第四十六条第一項又は第四十七条の規定によつて所有権が移転される場合
- 第三十六条第三項の規定により都道府県知事が作成した調停案の受諾に伴い所有権が移転され、 又は賃借権が設定され、 若しくは移転される場合
- 第三十七条から第四十条までの規定によつて第三十七条に規定する特定利用権が設定される場合
- 兀 第四十三条の規定によつて同条第一項に規定する遊休農地を利用する権利が設定される場合
- 五 これらの権利を取得する者が国又は都道府県である場合
- 年法律第六十三号)又は市民農園整備促進法(平成二年法律第四十四号)による交換分合によつてこれらの権利が設定され、又は移転される場合 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)、農業振興地域の整備に関する法律 (昭和四十四年法律第五十八号)、集落地域整備法 (昭和六十二
- れ、又は移転される場合 農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて同法第四条第四項第一号の権利が設定さ
- た所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第二条第三項第三号の権利が設定され、 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律 (平成五年法律第七十二号) 第九条第一項の規定による公告があつ 又は移転される場合
- 移転等促進計画の定めるところによつて同法第五条第八項の権利が設定され、又は移転される場合 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成十九年法律第四十八号)第八条第一項の規定による公告があつた所有権

- 民事調停法 (昭和二十六年法律第二百二十二号)による農事調停によつてこれらの権利が設定され、 又は移転される場合
- 十一 土地収用法 る場合 昭 和二十六年法律第二百十九号)その他の法律によつて農地若しくは採草放牧地又はこれらに関する権利が収用され、 又は 使用され
- 十二 遺産の分割 む。)の規定による財産の分与に関する裁判若しくは調停又は同法第九百五十八条の三の規定による相続財産の分与に関する裁判によつてこれらの権 利が設定され、又は移転される場合 (明治二十九年法律第八十九号) 第七百六十八条第二項 (同法第七百四十九条及び第七百七十一条において準用する場合を含
- 十三 農業経営基盤強化促進法第八条第一項に規定する農地保有合理化法人(以下「農地保有合理化法人」という。)又は同法第十一条の十二に規定す 同法第四条第二項第一号に規定する農地売買等事業 る農地利用集積円滑化団体 (以下「農地利用集積円滑化団体」という。)が、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、 (以下「農地売買等事業」という。) の実施によりこれらの権利を取得する場合
- 終了によりその委託者又はその一般承継人が所有権を取得する場合 らを「信託事業」という。)を行う農業協同組合又は農地保有合理化法人が信託事業による信託の引受けにより所有権を取得する場合及び当該信託の 農業協同組合法第十条第三項の信託の引受けの事業又は農業経営基盤強化促進法第四条第二項第二号若しくは第二号の二に掲げる事業 (以下これ
- 土の保存に関する特別措置法(昭和四十一年法律第一号)第十九条の規定に基づいてする同法第十一条第一項の規定による買入れによつて所有権 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市 (以下単に「指定都市」という。) が古都における歴 史的風

十六 その他農林水産省令で定める場合

得する場合

- に掲げる場合において政令で定める相当の事由があるときは、 掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が使用貸借による権利又は賃借権を取得するとき、並びに第一号、第二号、 地又は採草放牧地の所有者から同項の委託を受けることにより第一号に掲げる権利が取得されることとなるとき、同法第十一条の三十一第一項第一号に じくするその他の権利が設定され、又は移転されるとき、農業協同組合法第十条第二項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が農 前項の許可は、 次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、民法第二百六十九条の二第一項の地上権又はこれと内容を同 この限りでない。 第四号及び第五号
- に供すべき農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められな 帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、 地上権 永小作権、 質権、使用貸借による権利、 農作業に従事する者の数等からみて、これらの者がその取得後において耕作又は養畜の事業 賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者又はその
- 二 信託の引受けにより第一号に掲げる権利が取得される場合

五.

- 業に常時従事すると認められない場合 第一号に掲げる権利を取得しようとする者 (農業生産法人を除く。) 又はその世帯員等がその取得後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作
- 耕作又は養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、いずれも、北海道では二ヘクタール、都府県では五十アール 第一号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において耕作の事業に供すべき農地の面積の合計及びその取得後に (農業委員会が、農林水産省

を公示したときは、 その面 市町村の区域の全部又は .積)に達しない場合 部についてこれらの 面 積の範囲内で別段の面積を定め、 農林水産省令で定めるところにより、

貸し付けようとする場合、 業を行う者又はその世帯員等の死亡又は第二条第二項に掲げる事由によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時 を栽培することをいう。 がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合、 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者がその土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合 以下同じ。 当該事業を行う者がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合、)の目的に供するため貸し付けようとする場合及び農業生産法人の常時従事者たる構成員がその土地をその その土地を水田裏作 (田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以 農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体 外の作物 法人に 該 事

位置及び規模からみて、 第一号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において行う耕作又は養畜の事業の内容並びにその農地又は採草放 農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的 な利用 牧 地

3~7 (略)

障を生ずるおそれがあると認められる場合

貸し付けようとする場合を除く。)

(農地の転用の制限)

項において同じ。)には、農林水産大臣の許可)を受けなければならない。 定めるもの える農地を農地以外のものにする場合(農村地域工業等導入促進法(昭和四十六年法律第百十二号)その他の地域の開発又は整備に関する法律で政令で 農地を農地以外のものにする者は、政令で定めるところにより、 「地域整備法」という。)の定めるところに従つて農地を農地以外のものにする場合で政令で定める要件に該当するものを除く。 都道府県知事の許可 ただし、 次の各号のいずれかに該当する場合は、 (その者が同 一の事業の目的に供するため四 この限りでな ヘクター ル を超

- 次条第一項の許可に係る農地をその許可に係る目的に供する場合
- 国又は都道府県が、 の用に供するため、 農地を農地以外のものにする場合 道路、 農業用用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定めるも
- 農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて設定され、 第一号の権利に係る農地を当該農用地利用集積計画に定める利用目的に供する場合 又は移転さ れた同 法第 应 第四
- によつて設定され、 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第八条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第九条第一 るところによって設定され、 又は移転された同法第五条第八項の権利に係る農地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供する場 又は移転された同法第二条第三項第三号の権利に係る農地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的 項の規定による公告があつた所 有権移 の定めるところ に供する場合 \mathcal{O} 定
- 土地収用法その他の法律によつて収用し、又は使用した農地をその収用又は使用に係る目的に供する場合
- つたものをいう。)内にある農地を、 市街化区域 (都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 政令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものにする場合 第七条第一項の市街化区域と定められた区域で、 同法第一 二十三条第一項の規定による協 が調

|農林水産省令で定める場

2 相当の事由があるときは、 農用地利用計画 六条第一項の規定による告示 る事業の用に供するため農地を農地以外のものにしようとするとき、第一号イに掲げる農地を農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項に規定する 項の許可は (以下単に 次の各号の この限りでない。 「農用地利用計画」という。)において指定された用途に供するため農地以外のものにしようとするときその他政令で定める いずれかに該当する場合には、することができない。ただし、第一号及び第二号に掲げる場合において、 (他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。次条第二項において同じ。)に係

次に掲げる農地を農地以外のものにしようとする場合

農用地区域 (農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。 以下同じ。)内にある農地

- 画法第七条第一項の市街化調整区域をいう。以下同じ。)内にある政令で定める農地以外の農地にあつては、 イに掲げる農地以外の農地で、 集団的に存在する農地その他の良好な営農条件を備えている農地として政令で定めるもの 次に掲げる農地を除 (市街化調整区 域

- 前号イ及びロに掲げる農地 (2 1)の区域に近接する区域1 市街地の区域内又は市街計画法第七条第一項の市街化 ·辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められるとき 7イ及びロに掲げる農地(同号ロ1に掲げる農地を含む。)以外の農地を農地以外のものにしようとする場合において、(1の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地で政令で定めるもの市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で政令で定めるもの 申請に係る農地に代えて
- 業の用に供する施設の用その他の当該申請に係る用途に供することが確実と認められない場合 のにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないことその他農林水産省令で定める事由により、申請に係る農地のすべてを住宅の用、 申請者に申請に係る農地を農地以外のものにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められないこと、申請に係る農地を農地以外のも 事
- 几 五. 施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合 申請に係る農地を農地以外のものにすることにより、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため農地を農地以外のものにしようとする場合において、その利用に供された後にその土地が耕作 農業用 排水
- 3 都道府県知事が 第一項の規定により許可をしようとするときは、 あらかじめ、 都道府県農業会議の意見を聴かなければならない。

目的に供されることが確実と認められないとき。

地又は採草放牧地 の転用の ための 権利移動の制限

を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 利を取得する者が同 土地について第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、 定めるところに従つてこれらの権利を取得する場合で政令で定める要件に該当するものを除く。 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの 一の事業の目的に供するため四へクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合 又は移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の許可 (農地を除く。 次項及び第四項において同じ。)にするため、これ 第四項において同じ。)には、農林水産大臣の許可) (これらの権 (地域整備法 5

- 国又は都道府県が、 前条第一 項第二号の農林水産省令で定める施設の用に供するため、これらの権利を取得する場合
- 農地又は採草放牧地を農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画に定める利用目的に供するため当 (集積計画の定めるところによつて同法第四条第四項第一号の権利が設定され、又は移転される場合 「該農用 地利
- 権移転等促進計画に定める利用目的に供するため当該所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第二条第三項第三号の権利が設定され、 移転される場合 農地又は採草放牧地を特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第九条第 項の規定による公告があつた所有 又は
- 進計画に定める利用目的に供するため当該所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第五条第八項の権利が設定され、 農地又は採草放牧地を農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第八条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促 又は移転される場合
- 五. 前条第一項第七号に規定する市街化区域内にある農地又は採草放牧地につき、 土地収用法その他の法律によつて農地若しくは採草放牧地又はこれらに関する権利が収用され、 政令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出 又は使用される場合 て、 農地及
- その他農林水産省令で定める場合

び採草放牧地以外のものにするためこれらの権利を取得する場合

- 限りでない。 地につき農用地利用計画において指定された用途に供するためこれらの権利を取得しようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは 六条第一項の規定による告示に係る事業の用に供するため第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとするとき、第一号イに掲げる農地又は採草放牧 前項の許可は、 次の各号のいずれかに該当する場合には、 することができない。ただし、第一号及び第二号に掲げる場合において、 土地収用法第二十
- 次に掲げる農地又は採草放牧地につき第三条第 一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合
- 農用地区域内にある農地又は採草放牧地
- 口 る農地又は採草放牧地を除く。) 採草放牧地として政令で定めるもの イに掲げる農地又は採草放牧地以外の農地又は採草放牧地で、 (市街化調整区域内にある政令で定める農地又は採草放牧地以外の農地又は採草放牧地にあつては、 集団的に存在する農地又は採草放牧地その他の良好な営農条件を備えている農地 次に掲
- 街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地又は採草放牧地で政令で定めるもの
- (1の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地又は採草放牧地で政令で定めるもの市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地又は採草放牧地で政令で定めるもの
- 達成することができると認められるとき らの権利を取得しようとする場合において、 とする場合又は同号イ及びロに掲げる採草放牧地 前号イ及びロに掲げる農地(2 1の区域に近接する区域) 市街地の区域内又は市街 (同号ロ1)に掲げる農地を含む。) 以外の農地を農地以外のものにするため第三条第一項本文に掲げる権利を取 申請に係る農地又は採草放牧地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を (同号ロ1)に掲げる採草放牧地を含む。) 以外の採草放牧地を採草放牧地以外のものにするためこれ
- を採草放牧地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないことその他農林水産省令で定める事由により、 ものにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められないこと、 第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする者に申請に係る農地を農地以外のものにする行為又は申請に係る採草放牧地を採草放牧 申請に係る農地を農地以外のものにする行為又は申請に係る採草放牧地 申請に係る農地又 地 以外 \mathcal{O}

は採草放牧地のすべてを住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の当該申請に係る用途に供することが確実と認められない場合

兀 害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地又 は採草放牧地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合 申請に係る農地を農地以外のものにすること又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにすることにより、土砂の流出又は崩壊その他の災

五. 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため所有権を取得しようとする場合

ことが確実と認められないとき。 においてその利用に供された後にその土地が耕作の目的若しくは主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される の利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められないとき、又は採草放牧地につきこれらの権利を取得しようとする場合 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため、 農地につき所有権以外の第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合においてそ

とができない場合に該当すると認められるとき 農地を採草放牧地にするため第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合において、 同条第二項の規定により同条第 項の許可をするこ

3 第三条第五項及び第七項並びに前条第三項の規定は、第一項の場合に準用する。

4 • 5 (略)

○ 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和二十九年法律第百八十二号)(抄)

(定義)

第二条 (略)

2 (略)

3

この法律において「草地」とは、 主として家畜の放牧又はその飼料若しくは敷料の採取の目的に供される土地をいう。

(集約酪農地域の指定)

とができる。 め生乳の濃密生産団地として形成することが必要と認められるものを、その区域を管轄する都道府県知事の申請に基き、 農林水産大臣は その区域内の農業の発達を図るため酪農を振興することが相当と認められる一定の区域であつて、 集約酪農地域として指定するこ 生乳の円滑な供給に資するた

2~4 (略

(草地の形質変更の届出)

第九条 集約酪農地域の区域内にある草地につき政令で定める開こん、造林その他の行為をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、 都道府

県知事に届け出なければならない。

○ 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)(炒

(定義)

第二条 この法律において「森林」とは、左に掲げるものをいう。 れらの上にある立木竹を除く。 但し、 主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこ

- 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹
- 二 前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地

3

この法律において「国有林」とは、国が森林所有者である森林及び国有林野の管理経営に関する法律

(昭和二十六年法律第二百四十六号)

第十条第

第五条 号に規定する分収林である森林をいい、 都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林(その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域に 「民有林」とは、 国有林以外の森林をいう。

森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。)につき、五年ごとに、

年四月一日以降十年を一期とする地域森林計画をたてなければならない。

おける土地の利用の動向からみて、

(開発行為の許可)

第十条の二 地域森林計画の対象となつている民有林 の一に該当する場合は、 るものをいう。以下同じ。)をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、 為(土石又は樹根の採掘、 された保安施設地区の区域内及び海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。)において開発行 この限りでない 開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえ (第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに第四十一条の規定により指定 都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号

- 一 国又は地方公共団体が行なう場合
- 二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合
- 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場

その計画をたてる年の翌

- 2 都道府県知事は、 前 項の許可の申請があつた場合において、 次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。
- 崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、 当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は
- の 二 れがあること。 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、 当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそ
- 及ぼすおそれがあること。 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、 当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を
- れがあること。 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、 当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそ

3 5

6 都道府県知事は、 第一 項の許可をしようとするときは、 都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

定することができない。 される海岸保全区域及び自然環境保全法 産大臣が指定するものをいう。以下同じ。)内に存するものに限る。)を保安林として指定することができる。ただし、 要があるときは、森林(民有林にあつては、重要流域(二以上の都府県の区域にわたる流域その他の国土保全上又は国民経済上特に重要な流域で農林水 一十五条 農林水産大臣は、次の各号(指定しようとする森林が民有林である場合にあつては、第一号から第三号まで)に掲げる目的を達成するため必 (昭和四十七年法律第八十五号)第十四条第一項の規定により指定される原生自然環境保全地域については、 海岸法第三条の規定により指定

水源のかん養

土砂の流出の防備 土砂の崩壊の防 備

兀 飛砂の防備

風害、水害、 潮害、 干害、 雪害又は霧害の防備

なだれ又は落石の危険の防 止

火災の防備

九八七六五 魚つき

航行の目標の保存

公衆の保健

名所又は旧跡の風致の保存

2 前 !項但書の規定にかかわらず、農林水産大臣は、 特別の必要があると認めるときは、 海岸管理者に協議して海岸保全区域内の森林を保安林として指定

することができる

3 農林水産大臣は、 第一項第十号又は第十一号に掲げる目的を達成するため前二項の指定をしようとするときは、 環境大臣に協議しなければならな

4 農林水産大臣は 第 項又は第二項の指定をしようとするときは、 林政審議会に諮問することができる。

第二十五条の二 林を保安林として指定することができる。 都道府県知事は、 前条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、 。この場合には、同項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。 重要流域以外の流域内に存する民有

2 この場合には、同項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。 都道府県知事は、 前条第一項第四号から第十一号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、 民有林を保安林として指定することができる。

3 都道府県知事は、 前二項の指定をしようとするときは、 都道府県森林審議会に諮問することができる。

、保安林における制

第三十四条 れかに該当する場合は、 保安林においては、政令で定めるところにより、 この限りでない。 都道府県知事の許可を受けなければ、 立木を伐採してはならない。 ただし、 次の各号の ず

法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合

次条第一項に規定する択伐による立木の伐採をする場合

第三十四条の三第一項に規定する間伐のための立木の伐採をする場合

第三十九条の四第一項の規定により地域森林計画に定められている森林施業の方法及び時期に関する事項に従つて立木の伐採をする場合

九八七六五四三 森林所有者等が第四十九条第一項の許可を受けて伐採する場合

第百八十八条第三項の規定に基づいて伐採する場合

火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合

除伐する場合

その他農林水産省令で定める場合

若しくは樹根の採掘、 保安林においては、 開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。ただし、 都道府県知事の許可を受けなければ、 立竹を伐採し、立木を損傷し、 次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 家畜を放牧し、 下草、 落葉若しくは落枝を採取 又は土

森林所有者等が第四十九条第一項の許可を受けてする場合

法令又はこれに基づく処分によりこれらの行為をする義務のある者がその履行としてする場合

三 第百八十八条第三項の規定に基づいてする場合

兀 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合

五. 軽易な行為であつて農林水産省令で定めるものをする場合

その他農林水産省令で定める場合

- 団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えることとならないと認められるときは、これを許可しなければならない。 は、これらの申請のすべて)につき同項の許可をするとしてもこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集 都道府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものであり、 その申請 (当該保安林に係る指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が二以上あるとき
- ることとならないと認められるときは、 団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えることとなるが、その一部について同項の許可をするとすれば当該伐採の限度を超え は、これらの申請のすべて)につき同項の許可をするとすればこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集 都道府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものであり、 その申請 ればならない。 (当該保安林に係る指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が二以上あるとき 政令で定める基準に従い、当該伐採の限度まで、その申請に係る伐採の面積又は数量を縮減して、 これを許可し か
- 都道府県知事は、第二項の許可の申請があつた場合には、 、これを許可しなければならない。 その申請に係る行為がその保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすと認められる場合を除

)~1(略)

(指定)

2

第四十一条 必要な事業を行う必要があると認めるときは、その事業を行うのに必要な限度において森林又は原野その他の土地を保安施設地区として指定することが 農林水産大臣は、 第二十五条第一項第一号から第七号までに掲げる目的を達成するため、 国が森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に

- 農林水産大臣は、民有林又は国の所有に属さない原野その他の土地について、第二十五条第一項第四号から第七号までに掲げる目的を達成するため前 の指定をしようとするときは、 都道府県知事の意見を聴かなければならない。
- 3 農林水産大臣は、 その申請を相当と認めるときは、その事業を行うのに必要な限度において森林又は原野その他の土地を保安施設地区として指定することができる。 第一項の事業 (以下「保安施設事業」という。) を都道府県が行う必要があると認めて都道府県知事から申請があつた場合におい
- 保安林として」とあるのは、 第二十五条第一項但書及び第二項の規定は、第一項又は前項の指定をしようとする場合に準用する。この場合において、 「森林又は原野その他の土地を保安施設地区として」と読み替えるものとする。 第二十五条第二項中「森林を

○ 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において、 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 自然公園 国立公園、 国定公園及び都道府県立自然公園をいう。
- 国立公園 環境大臣が第五条第 我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地 一項の規定により指定するものをいう。 (海域の景観地を含む。 次章第六節及び第七十四条を除き、 以下同じ。
- 国定公園 国立公園に準ずる優れた自然の風景地であつて、 環境大臣が第五条第二項の規定により指定するものをいう。

四~七

第二十条

2

3 林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。 つては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。 特別地域 (特別保護地区を除く。以下この条において同じ。) 内においては、次の各号に掲げる行為は、 ただし、 非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第三号に掲げる行為で森 国立公園にあつては環境大臣の、 国定公園に

工作物を新築し、 改築し、 又は増築すること。

木竹を伐採すること。

環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること。

鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

六 五 四 は水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。 環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメー トルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しく

広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、 又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

十九八七 屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、 又は貯蔵すること。

水面を埋め立て、又は干拓すること。

土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。

十一 高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること。

十二 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして

環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

環境大臣が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。)。 山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして 又は当該動物の卵を採取し、 若しくは損傷すること。

湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。

道路、 田 畑、 牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、 又は航空機を着陸させる

十八 前各号に掲げるもののほか、 特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの

環境大臣又は都道府県知事は 前項各号に掲げる行為で環境省令で定める基準に適合しないものについては、 同項の許可をしてはならない。

5~9 (略)

(普通地域)

第三十三条 内において漁具の設置その他漁業を行うために必要とされるものをしようとする者は、この限りでない。 をしようとする者は、 施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を届け出なければならない。ただし、第一号、 国立公園又は国定公園の区域のうち特別地域及び海域公園地区に含まれない区域(以下「普通地域」という。)内において、 国立公園にあつては環境大臣に対し、 国定公園にあつては都道府県知事に対し、環境省令で定めるところにより、 第三号、第五号及び第七号に掲げる行為で海域 次に掲げる行為 場

一 その規模が環境省令で定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、その規模が環境省令で定める基 準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)。

二 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

広告物その他これに類する物を掲出し、 若しくは設置し、 又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

四 水面を埋め立て、又は干拓すること。

五. る場合に限る。)。 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること(海域内においては、 海域公園地区の周辺一キロメートルの当該海域公園地区に |接続する海域内においてす

ハ 土地の形状を変更すること。

環境大臣は国立公園について、 海底の形状を変更すること(海域公園地区の周辺一キロメートルの当該海域公園地区に接続する海域内においてする場合に限る。)。 都道府県知事は国定公園について、 当該公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、 普通地域内において

前項の規定により届出を要する行為をしようとする者又はした者に対して、その風景を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しく

3~7 (略)

は制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

○ 温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号)(抄)

(定義)

る温度又は物質を有するものをいう。 この法律で「温泉」とは、 地中からゆう出する温水、 鉱水及び水蒸気その他のガス (炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。) で、 別表に掲げ

2 (略

(土地の掘削の許可)

第三条 温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、 環境省令で定めるところにより、 都道府県知事に申請してその許可を受けなければなら

2 (略)

(許可の基準)

第四条 都道府県知事は、 前条第一 項の許可の申請があつたときは、 当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、 同項の許可をしなければなら

当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、 温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき。

省令で定める技術上の基準に適合しないものであると認めるとき。 当該申請に係る掘削のための施設の位置、 構造及び設備並びに当該掘削の方法が掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境

前二号に掲げるもののほか、 当該申請に係る掘削が公益を害するおそれがあると認めるとき。

兀 あるとき。 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、 その執行を終わり、 又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者で

い者であるとき。 申請者が第九条第 項 (第三号及び第四号に係る部分に限る。) の規定により前条第一項の許可を取り消され、 その取消しの日から二年を経過しな

申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。

· 3 (略

(増掘又は動力の装置の許可等)

温泉のゆう出路を増掘し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、 都道府県知

事に申請してその許可を受けなければならない。

2

掘を」と、前条中 の二の規定は温泉のゆう出路の増掘について準用する。この場合において、第四条第一項第一号から第三号まで、第五条第二項、 第七条の二第 「掘削が行われた場合」とあるのは 項、 第九条及び前条の規定は前項の増掘の許可について、第六条から第八条までの規定は同項の増掘の許可を受けた者について、第九条 第八条第一項及び第三項並びに第九条第一項第一号中「掘削」とあるのは「増掘」と、第九条の二中 「増掘が行われた場合」と、「当該掘削」とあるのは「当該増掘」と、 「温泉をゆう出させる目的 「掘削を」とあるのは「増 第六条、第七条第一

で土地を掘削した者」とあるのは 「温泉のゆう出路を増掘した者」と読み替えるものとする。

3 う出させる目的で土地を掘削した者」とあるのは 第三号」と、前条中「掘削が行われた場合」とあるのは 第六条、第七条第一項、第八条第一項並びに第九条第一項第一号中「掘削」とあるのは 第四条 項及び第二項の規定は第一 (第一項第二号に係る部分を除く。)、第五条、第九条及び前条の規定は第一項の動力の装置の許可について、第六条、第七条並びに第八条第 一項の動力の装置の許可を受けた者について準用する。この場合において、第四条第一項第一号及び第三号、 「温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置した者」と読み替えるものとする。 「動力の装置が行われた場合」と、「当該掘削」とあるのは「当該動力の装置」と、 「動力の装置」と、同号中「から第三号まで」とあるのは「又は 第五条第二項、 温泉をゆ

(環境大臣への協議等)

第十三条 影響を及ぼすおそれがあるときは、あらかじめ環境大臣に協議しなければならない。 都道府県知事は、 第三条第一項又は第十一条第一項の規定による処分をする場合において隣接都府県における温泉のゆう出量、 温度又は成分に

2 環境大臣は、 前項の規定による協議を受けたときは、 関係都府県の利害関係者の意見を聴かなければならない。

(審議会その他の合議制の機関への諮問)

第三十二条 第三項において準用する場合を含む。)、第十一条第一項又は第十二条の規定による処分をしようとするときは、 十五号)第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。 都道府県知事は、 第三条第一項、第四条第一項 (第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、第九条 自然環境保全法 (第十一条第二項又は (昭和四十七年法律第

○ 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)(抄)

(都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関)

第五十一条 都道府県に、 都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関を置く。

- 2 八十八号)の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、 重要事項を調査審議する。 前項の審議会その他の合議制の機関は、 温泉法 (昭和二十三年法律第百二十五号)及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における自然環境の保全に関する (平成十四年法律第
- 3 第一項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、 都道府県の条例で定める。

○ 不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)(抄)

(当事者の申請又は嘱託による登記)

2

第十六条 (略) 登記は、 法令に別段の定めがある場合を除き、 当事者の申請又は官庁若しくは公署の嘱託がなければ、 することができない。

 \bigcirc

地方自治法

(昭和二十二年法律第六十七号)

② { 8 (略)

この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの(以下「第一号法定受託事務」とい 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、

(略) (略)

別表第一 第一号法定受託事務 (第二条関係)

この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、 上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法 律	事務
(略)	(鮥)
大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法	第四十八条第二項及び第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務(同項
律第五十五号)	の規定により都道府県が処理することとされているものにあつては、政令で定めるものに限
	る。)

 \bigcirc 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)(抄)

第六条 農業委員会は、 その区域内の次に掲げる事項を処理する。

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法令によりその権限に属させた農地又は採草放牧地 (以下「農地等」という。)の利用関係の

2 \ \ 4

二 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)その他の法令によりその権限に属させた農地等の交換分合及びこれに付随する事項によりその権限に属させた事項 によりその権限に属させた事項 進に関する法律(平成五年法律第七十二号)及び農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成十九年法律第四十八号) 調整に関する事項並びに農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促

前各号のほか、法令によりその権限に属させた事項